

平成30年度 随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手を選定した理由	摘要
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 (第1001号)	平成30年5月29日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地	6,912,000 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要があるため、その資源として産物を売払するため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(19) 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 関係第1項(19)の適用について	
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 (第1401号)	平成30年5月29日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地	7,128,000 円	○道有林野産物協定販売実施要領に基づき公募し、審査の結果、協定を締結した者に対する売払であるため、代替性はない。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 関係第1項(2) 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 関係第1項(二)の適用について	
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 (第1901号)	平成30年8月29日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地	9,158,400 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要があるため、その資源として産物を売払するため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 関係第1項(19) 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 関係第1項(19)の適用について	
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 (第1003号)	平成30年9月25日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地	4,860,000 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要があるため、その資源として産物を売払するため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 関係第1項(19) 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 関係第1項(19)の適用について	
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 (第1004号)	平成30年11月15日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地	16,264,800 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要があるため、その資源として産物を売払するため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 関係第1項(19) 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 関係第1項(19)の適用について	